

## 【物品市場アクセス】

### <日本市場へのアクセス>

#### 1 米：

##### (1) 米及び米粉等の国家貿易品目

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

米国、豪州に S B S 方式の国別枠を設定。

米国：5 万 t（当初 3 年維持）	7 万 t（13 年目以降）
豪州：0.6 万 t（当初 3 年維持）	0.84 万 t（13 年目以降）

国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存の WTO 枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定した SBS 方式（6 万トン）へ変更する予定。

##### (2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を 5 ~ 25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

#### 2 麦：

##### (1) 小麦

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55 円/kg）を維持。

米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計 19.2 万 t（当初） 25.3 万 t（7 年目以降）・S B S 方式）。

既存の WTO 枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を 9 年目までに 45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要 5 銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを 9 年目までに 50%削減した水準に設定。

小麦製品については、小麦粉調製品等に T P P 枠又は国別枠を新設（4.5 万 t（当初） 6 万 t（6 年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を 9 年目までに 60%削減。

##### (2) 大麦

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39 円/kg）を維持。

T P P 枠を新設(2.5 万 t (当初) 6.5 万 t (9 年目以降)・S B S 方式)。  
既存のW T O 枠内のマークアップを9 年目までに45%削減し、新設するT P P 枠内のマークアップも同じ水準に設定。

麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計18.9 万 t (当初) 20.1 万 t (11 年目以降))。

### 3 甘味資源作物：

#### (1) 砂糖

粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

ア 高糖度(糖度98.5 度以上99.3 度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。

イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500 トン)を認める。

加糖調製品については、品目ごとにT P P 枠を設定(計6.2 万 t (当初) 9.6 万 t (品目ごとに6 ~11 年目以降))。

#### (2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

現行の関税割当数量の範囲内で、T P P 枠を設定(7.5 千 t)。

T P P 参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コンスターチ、ばれいしょでん粉等)については、国別枠を設定(計2.7 千 t (当初) 3.6 千 t (品目ごとに6 ~11 年目以降))。

### 4 牛肉：

#### (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

[ 38.5% (現行) 27.5% (当初) 20% (10 年目) 9% (16 年目以降) ]

#### (2) セーフガード：

発動数量(年間)：59 万 t (当初) 69.6 万 t (10 年目) 73.8 万 t (16 年目)  
(関税が20%を切る11 年目以降5 年間は四半期毎の発動数量も設定。)

セーフガード税率：38.5% (当初) 30% (4 年目) 20% (11 年目) 18% (15 年目)

16 年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減(セーフガードが発動されれば次の年は削減されない)、4 年間発動がなければ廃止。

家畜疾病により輸入が3 年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5 年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018 年1 月末日まで不適用)。

## 5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524 円/kg）を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。
- |                   |              |                  |
|-------------------|--------------|------------------|
| 従価税（現行 4.3%）:     | 2.2%（当初）     | 0%（10 年目以降）      |
| 従量税（現行 482 円/kg）: | 125 円/kg（当初） | 50 円/kg（10 年目以降） |
- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を 100-70 円/kg に、従価税を 4.0-2.2% に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11 年目まで）。

## 6 乳製品：

### (1) 脱脂粉乳・バター

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳 21.3%+396 円/kg 等、バター 29.8%+985 円/kg 等）を維持。

T P P 枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳	2 万 659 t（当初）	2 万 4102 t（6 年目以降）
	（製品 3,188 t	3,719 t に相当）
バター	3 万 9341 t（当初）	4 万 5898 t（6 年目以降）
	（製品 3,188 t	3,719 t に相当）
合計		6 万 t（当初）
		7 万 t（6 年目以降）

### (2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21 年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

### (3) チーズ

モッツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。

チェダー、ゴータ、クリームチーズ等については、16 年目までの長期の関税撤廃期間を設定。

プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

## 7 5 品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を 15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11 年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

## 8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

## 9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

## 10 酒、たばこ及び塩：

- (1) ボトルワインについては8年目、清酒、焼酎については11年目までの関税撤廃期間を設定。
- (2) 紙巻たばこ（現在は、暫定税率で無税）については、協定税率として無税とする。葉巻たばこについては、11年目までの関税撤廃期間を設定。
- (3) 精製塩については、11年目までの関税撤廃期間を設定。

## <11ヶ国市場へのアクセス>

### 1. 農林水産品

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

米国向けの牛肉については、15年目で関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t(当初) 6,250t(最終年)）に相当する数量の無税枠。

米国向けの米については、5年目で関税撤廃。

また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。

酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国、カナダの清酒については、即時撤廃。

## 2. 工業製品

工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。

輸出額（11ヶ国向け合計約1.9兆円）で見ても、99.9%を達成。（即時撤廃の割合は76.6%）

○EPA未締結の米国、カナダ、NZにつき、TPP発効時点で、工業製品の無税割合が

- 米国 : 39% 67%
- カナダ : 47% 68%
- NZ : 79% 98%

に直ちに上昇。（3ヶ国合計で約7兆8,000億円分）

### 米 国

- ・ 全体として、工業製品の輸出額（約1.0兆円）の100%の関税撤廃を実現。
- ・ 自動車部品（輸出額2兆円弱：現行税率主に2.5%）に関し、8割以上の即時撤廃で合意。これは米韓FTAの内容を上回る高い水準。

<即時撤廃率>

- 日米（TPP）：品目数：87.4%、輸出額：81.3%
- 米韓FTA：品目数：83.0%、輸出額：77.5%
- ・ 乗用車（現行税率2.5%）は、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。
- ・ 日米並行交渉の結果、自動車分野の非関税措置やセーフガード措置、紛争解決手続等に関するルールを日米の譲許表に付表として規定。
- ・ 自動車に次ぐ主力分野である家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

### カナダ

- ・ 全体として、工業製品の輸出額（約1兆円）の100%の関税撤廃を実現。
- ・ 乗用車（輸出の約3割：現行税率6.1%）について、5年目撤廃を実現。これは、既に交渉が終了しているカナダ・EUFTAの内容（8年目撤廃）を上回る高い水準。
- ・ 自動車部品（現行税率主に6.0%）は、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。

<即時撤廃率>

- 日加（TPP）：品目数：95.4%、貿易額：87.5%
- 加韓FTA：品目数：72.2%、貿易額：59.1%
- ・ 自動車分野のセーフガード措置、紛争解決手続等に関するルールを日加の譲許表に付表として規定。

- ・ 自動車に次ぐ主力分野である化学、家電、産業用機械では、輸出額の 99%以上の即時撤廃を実現。

### ニュージーランド

- ・ 輸出額の 98%以上の工業製品が即時撤廃。残りも 7 年目までには完全無税化。

### 豪州

- ・ 輸出額約 1 兆円のうち、日豪 EPA では 82.6%が即時撤廃されたが、TPP ではこれを上回る 94.2%の即時撤廃で合意。特に、主力の乗用車、バス、トラック（輸出の 5 割弱：現行税率 5%）の新車は、100%即時撤廃。日豪 EPA（輸出額の 75%が即時撤廃）からの深掘りを実現。

### ベトナム

- ・ 日ベトナム EPA で最終的には工業製品の輸出額の 92%が関税撤廃される予定だが、TPP ではこれに加え、特に輸出関心の高い 3,000cc 超の乗用車（現行、最高 70%弱の高関税で保護）について、10 年目撤廃を実現。

#### （注）日米自動車並行交渉（主要項目の概要）

- ・ 強制規格等の策定過程の透明性確保
  - 自動車の設計等を実質的な変更を要する強制規格等について、義務化まで 12 ヶ月以上の期間を設ける。
  - 強制規格等に関する審議会の運営における透明性を確保。
- ・ 基準の調和
  - 国連基準に調和していない日本の基準に関して、対応する米国の基準が日本の基準と同等以上に厳格であると我が国が認める場合には、その米国の基準に適合する自動車は日本の基準に適合するものとみなす（我が国の基準は一切引き下げない）。
- ・ P H P（Preferential Handling Procedure）：輸入自動車特別取扱制度
  - 財政上の奨励措置から P H P 車を排除しない形で P H P を適用。
- ・ 特別な経過的セーフガード措置
  - T P P 協定一般の経過的セーフガード措置を強化：利用可能期間（関税撤廃の 10 年後まで）発動回数（複数回発動可能）発動期間（2 年 + 延長 2 年）等。
- ・ 特別な加速された紛争解決手続
  - T P P 協定一般の紛争解決手続と比較して、協議開始やパネル設置、報告書の発出までの期間を短縮。
  - 米国は日本による協定違反に対し最恵国待遇（M F N）税率への引上げ（スナッフバック）や関税削減時期の延期（後倒し）が可能。日本は、米国による協定違反に対し、米国の対抗措置に相当する規模で、自動車以外の有税品目の関税引上げが可能。